

## 第2章 事前対策

### 1 防災体制の構築

---

#### (1) 県・市町村の防災体制の構築

県及び市村は、発表された噴火警戒レベルに応じて図表2-1-1に示す体制を構築する。

図表2-1-1 県・市村の防災体制一覧

火山活動の推移		新潟県	糸魚川市	妙高市	長野県	小谷村
事前に噴火警戒レベルが引き上げられた場合	噴火警戒レベル 1	<b>通常の監視体制</b> ※必要に応じて関係機関と情報共有を行う				
	2	<b>情報連絡室</b>	<b>情報連絡体制</b> (責任者：危機管理監) ※状況に応じて警戒体制に移行。	<b>警戒体制</b> ※滞在者に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)場合。	<b>警戒連絡会議</b>	<b>警戒本部</b> (第1号配備として防災担当課及び観光振興課により設置) ※登山者等の状況に応じて非常体制に移行する。
	3	<b>警戒本部</b> 又は <b>対策本部</b>	<b>警戒本部</b> (設置場所：市役所 401 会議室)		<b>警戒・対策本部</b>	
	4	<b>災害対策本部等</b> 及び <b>現地対策本部</b> (候補地： 県糸魚川振興局)	<b>対策本部</b> (場所：市役所 203・204 会議室)	<b>災害対策本部</b>		
	5			<b>緊急体制</b> 又は <b>非常体制</b> ※滞在者に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している場合。		
事前に噴火警戒レベルが引き上げられな いまま噴火に至った場合 ※1	<b>災害対策本部等</b>	<b>非常体制</b>	<b>非常体制</b>	<b>警戒・対策本部</b> ※2	<b>非常体制</b>	

※1 引き上げの後のレベルの程度を問わない。

※2 災害による複数の住家被害又は死者が想定される場合は災害対策本部を設置する

(2) 協議会の構成機関の役割

避難計画の対策内容と実施主体を以下のように定め、相互に協力して市民及び登山者等の避難、救助等の災害対策を実施する。

## 第2章 事前対策

図表2-1-2 対策内容と主な実施主体

対 策 内 容	協議会における主な実施主体※
火山活動の監視・観測及び噴火警報・予報等の発表・伝達、気象支援資料の提供 (第2章2関係)	気象庁、新潟地方気象台、長野地方気象台
火山活動その他異常現象等の基礎情報の収集、通報 (第2章2関係)	市村、警察署、県、地方気象台、気象庁
高齢者等避難及び避難指示の発令・解除、一時立入の判断 (第2～4章関係)	糸魚川市
住民等の避難誘導 (第2章3、第3章1～3関係)	糸魚川市
住民等の避難手段の確保 (第2・3章関係)	糸魚川市
救助に関する情報収集等 (第2章4関係)	市村、県
被害情報の収集 (第3章1～3関係)	市村、県、県警・警察署
入山規制等や通行規制の実施 (第3章1～3関係)	市村、県警・警察署
災害警戒区域の設定 (第3章1～4関係)	市村
報道対応 (第3章5関係)	新潟県
避難所運営、ボランティア等の受入れ、救援物資の受入れ・整理・配分、要配慮者対策、相談窓口の開設 (第4章1関係)	糸魚川市
治安の維持 (第4章1関係)	県警・警察署
風評被害対策 (第4章2関係)	関係機関
平時からの防災啓発・訓練 (第5章関係)	市村、県、地方気象台
各種情報の収集伝達及び対策の総合調整 (全編共通)	市村、県

※ 上記に記載した関係機関は、協議会における主な実施主体を整理したものであり、実際の避難対応に当たっては、協議会の内外を問わず関係機関と幅広く連携・協力するものとする。

また、本章以降に記載の各防災対応においても、実施主体を明記しているが、その考え方についても同様とする。

### (3) 噴火警戒レベルと防災対応の整理

#### ア 噴火警戒レベル1～3に応じた入山規制等

噴火警戒レベル2～3に応じた入山規制等は図表1-1-13のとおり。

噴火警戒レベル1については、火山活動の状況に応じて入山規制等を行う。

イ 噴火警戒レベル4・5に応じた応急対応

図表2-1-3 通常期の防災体制、応急対応

レベル	避難対象地域	応急対応
【4（高齢者等避難）】	糸魚川市上早川地区	高齢者等避難の発令 （要配慮者は避難を開始、その他の住民は避難の準備を開始）
【5（避難）】	糸魚川市 上早川地区	避難指示の発令
	糸魚川市 下早川地区・梶屋敷区	高齢者等避難の発令
拡大 【5（避難）】	糸魚川市 早川地区全域・梶屋敷区	避難指示の発令

※ 妙高市、小谷村においては、影響を受ける居住地域が想定されていないことから、地域を特定した具体的な応急対応の検討は行っていないものの、それぞれ必要に応じて応急対応を行う。

図表2-1-4 積雪期の防災体制、応急対応

レベル	避難対象地域	応急対応
【4（高齢者等避難）】	糸魚川市 早川地区全域・梶屋敷区	高齢者等避難の発令 （要配慮者は避難を開始、その他の住民は避難の準備を開始）
【5（避難）】	糸魚川市 早川地区全域・梶屋敷区	避難指示の発令

※ 妙高市、小谷村においては、影響を受ける居住地域が想定されていないことから、地域を特定した具体的な応急対応の検討は行っていないものの、それぞれ必要に応じて応急対応を行う。

2 情報伝達体制の構築

(1) 火山に関する情報の一覧

情報名	概要																											
噴火警報・予報	<p>気象庁は、火山災害軽減のため、全国111の活火山を対象として、噴火警報・予報を発表している。噴火警報は、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生やその拡大が予想される場合に「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。また、噴火警報を解除する場合には噴火予報を発表する。</p> <p>噴火警戒レベルが運用されている火山では、平常時から地元の火山防災協議会で合意された避難計画の避難開始時期・避難対象地域の設定に基づき、気象庁は噴火警戒レベルを付して、地元の避難計画と一体的に噴火警報・予報を発表する。</p> <p>なお、「噴火警報（居住地域）」は、平成25年8月30日より特別警報に位置づけられ、都道府県においては市町村への通知、市町村においては住民への周知の措置が義務付けられている。</p>																											
	<p>噴火警戒レベルが運用されている火山</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #ADD8E6;">種別</th> <th style="background-color: #ADD8E6;">名称</th> <th style="background-color: #ADD8E6;">対象範囲</th> <th style="background-color: #ADD8E6;">レベル (キーワード)</th> <th style="background-color: #ADD8E6;">火山活動の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">特別 警報</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; background-color: #FFDAB9;">噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">居住地域及び それより 火口側</td> <td style="text-align: center; background-color: #FFDAB9;">レベル5 (避難)</td> <td style="text-align: center;">居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; background-color: #FFDAB9;">レベル4 (高齢者等避難)</td> <td style="text-align: center;">居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">警報</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; background-color: #FFDAB9;">噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺 警報</td> <td style="text-align: center;">火口から居住 地域近くまで の広い範囲の 火口周辺</td> <td style="text-align: center; background-color: #FFDAB9;">レベル3 (入山規制)</td> <td style="text-align: center;">居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">火口から少し 離れた所まで の火口周辺</td> <td style="text-align: center; background-color: #FFDAB9;">レベル2 (火口周辺規制)</td> <td style="text-align: center;">火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">予報</td> <td style="text-align: center;">噴火予報</td> <td style="text-align: center;">火口内等</td> <td style="text-align: center; background-color: #FFDAB9;">レベル1 (活火山であることに留意)</td> <td style="text-align: center;">火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。）</td> </tr> </tbody> </table>				種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及び それより 火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	レベル4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）。	警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺 警報	火口から居住 地域近くまで の広い範囲の 火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口から少し 離れた所まで の火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	予報	噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であることに留意)
種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況																								
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及び それより 火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。																								
			レベル4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）。																								
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺 警報	火口から居住 地域近くまで の広い範囲の 火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。																								
		火口から少し 離れた所まで の火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。																								
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。）																								
<p>噴火警戒レベルが運用されていない火山</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #ADD8E6;">種別</th> <th style="background-color: #ADD8E6;">名称</th> <th style="background-color: #ADD8E6;">対象範囲</th> <th style="background-color: #ADD8E6;">警戒事項等 (キーワード)</th> <th style="background-color: #ADD8E6;">火山活動の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">特別 警報</td> <td style="text-align: center; background-color: #FFDAB9;">噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報</td> <td style="text-align: center;">居住地域及び それより火口側</td> <td style="text-align: center; background-color: #FFDAB9;">居住地域及び それより火口側の範囲に における嚴重な警戒 <b>居住地域嚴重警戒</b></td> <td style="text-align: center;">居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">警報</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; background-color: #FFDAB9;">噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺 警報</td> <td style="text-align: center;">火口から 居住地域近くまで の広い範囲の火口周辺</td> <td style="text-align: center; background-color: #FFDAB9;">火口から 居住地域近くまで の広い範囲の火口周辺 における警戒 <b>入山危険</b></td> <td style="text-align: center;">居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">火口から 少し離れた所まで の火口周辺</td> <td style="text-align: center; background-color: #FFDAB9;">火口から 少し離れた所まで の火口周辺 における警戒 <b>火口周辺危険</b></td> <td style="text-align: center;">火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">予報</td> <td style="text-align: center;">噴火予報</td> <td style="text-align: center;">火口内等</td> <td style="text-align: center; background-color: #FFDAB9;"><b>活火山であることに留意</b></td> <td style="text-align: center;">火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。）</td> </tr> </tbody> </table>				種別	名称	対象範囲	警戒事項等 (キーワード)	火山活動の状況	特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及び それより火口側	居住地域及び それより火口側の範囲に における嚴重な警戒 <b>居住地域嚴重警戒</b>	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺 警報	火口から 居住地域近くまで の広い範囲の火口周辺	火口から 居住地域近くまで の広い範囲の火口周辺 における警戒 <b>入山危険</b>	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口から 少し離れた所まで の火口周辺	火口から 少し離れた所まで の火口周辺 における警戒 <b>火口周辺危険</b>	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	予報	噴火予報	火口内等	<b>活火山であることに留意</b>	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。）		
種別	名称	対象範囲	警戒事項等 (キーワード)	火山活動の状況																								
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及び それより火口側	居住地域及び それより火口側の範囲に における嚴重な警戒 <b>居住地域嚴重警戒</b>	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される。																								
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺 警報	火口から 居住地域近くまで の広い範囲の火口周辺	火口から 居住地域近くまで の広い範囲の火口周辺 における警戒 <b>入山危険</b>	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。																								
		火口から 少し離れた所まで の火口周辺	火口から 少し離れた所まで の火口周辺 における警戒 <b>火口周辺危険</b>	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。																								
予報	噴火予報	火口内等	<b>活火山であることに留意</b>	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。）																								

情報名	概要
	<p>噴火警報（噴火警戒レベル4、高齢者等避難）の発表例 【糸魚川市上早川地区に影響を及ぼすような規模の火砕流が予想される場合を想定】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>火山名 新潟焼山 噴火警報（居住地域） 平成〇〇年9月12日15時00分 気象庁地震火山部</p> <p>＊＊（見出し）＊＊ &lt;新潟焼山に噴火警報（噴火警戒レベル4、避難準備）を発表&gt; 糸魚川市上早川地区の居住地域では、市の指示に従い、避難準備。 &lt;噴火警戒レベルを3（入山規制）から4（避難準備）に引上げ&gt;</p> <p>＊＊（本文）＊＊</p> <p>1. 火山活動の状況及び予報警報事項 新潟焼山で溶岩ドームの崩壊が発生し、火砕流が山頂から北側の早川流域に約3km流下しました。 火山活動は活発な状態が続いており、早川流域の糸魚川市上早川地区に影響を及ぼす火砕流の発生が予想されます。 また、山頂から概ね4kmの範囲では、噴火に伴う弾道を描いて飛散する大きな噴石に警戒してください。</p> <p>2. 対象市町村等 以下の市町村では、当該居住地域で避難などの厳重な警戒をしてください。 新潟県：糸魚川市 以下の市町村では、火口周辺で入山規制などの警戒をしてください。 新潟県：妙高市 長野県：小谷村</p> <p>3. 防災上の警戒事項等 糸魚川市上早川地区の居住地域では、市の指示に従い、いつでも避難を開始できるように準備してください。また、山頂から概ね4kmの範囲では、噴火に伴う弾道を描いて飛散する大きな噴石に警戒してください。 風下側では降灰及び遠方でも風に流されて降る小さな噴石（火山れき）に注意が必要です。また、爆発的噴火に伴う大きな空振や、降雨時には土石流に注意が必要です。</p> <p>&lt;噴火警戒レベルを3（入山規制）から4（避難準備）に引上げ&gt;</p> <p>＊＊（参考：噴火警戒レベルの説明）＊＊</p> </div>
火山の状況に関する解説情報	現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、適時発表する情報。
火山の状況に関する解説情報（臨時）	噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、今後の活動の推移によっては噴火警戒レベルを引き上げる可能性があるとして判断した場合、または判断に迷う場合に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等を伝えるために発表する情報。
火山活動解説資料	地図や図表を用いて、火山の活動の状況や警戒事項について、定期的または必要に応じて臨時に解説する資料。
噴火速報	登山者や周辺の住民に対して、噴火の発生を知らせる情報。火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取っていただくために発表する。
噴火に関する火山観測報	噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等を知らせる情報。
降灰予報	住民等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的に「降灰予報（定時）」を、噴火発生直後に速やかに「降灰予報（速報）」を、噴火発生後に詳細な予報を「降灰予報（詳細）」で発表し、予想される降灰の範囲、降灰量、小さな噴石の落下範囲などを知らせる。
火山ガス予報	居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を知らせる。
月間火山概況	前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料。全国版と各地方版がある。
地震・火山月報（防災編）	月ごとの全国の地震・火山に関連した各種防災情報や地震・火山活動に関する分析結果をまとめた資料。

## 第2章 事前対策

### (2) 協議会の構成機関相互の情報伝達・共有体制

新潟焼山に関連する情報は、下記の方法等により協議会内での情報共有を行うが、何らかの理由により情報伝達等が遅れることや、なされないことも想定し、協議会構成員は、協議会の連絡体制に限らず複数ルートにより自ら情報収集に努めることを基本とする。

また、共有された情報については、協議会構成機関の判断により、それぞれ関係する機関と情報共有を行う。

#### ア 気象庁が発表する噴火警報・予報など

図表2-2-1の伝達系統により、各機関に伝達される。

必要に応じて、協議会事務局からメール等によりコアグループ又は協議会構成機関に情報提供を行うほか、気象庁ホームページに掲載される。

#### イ 気象庁が定期的に発表している火山活動解説資料など

必要に応じて、気象台からコアグループ、協議会事務局からコアグループ以外の構成機関にメール等により情報提供を行うほか、気象庁ホームページに掲載される。

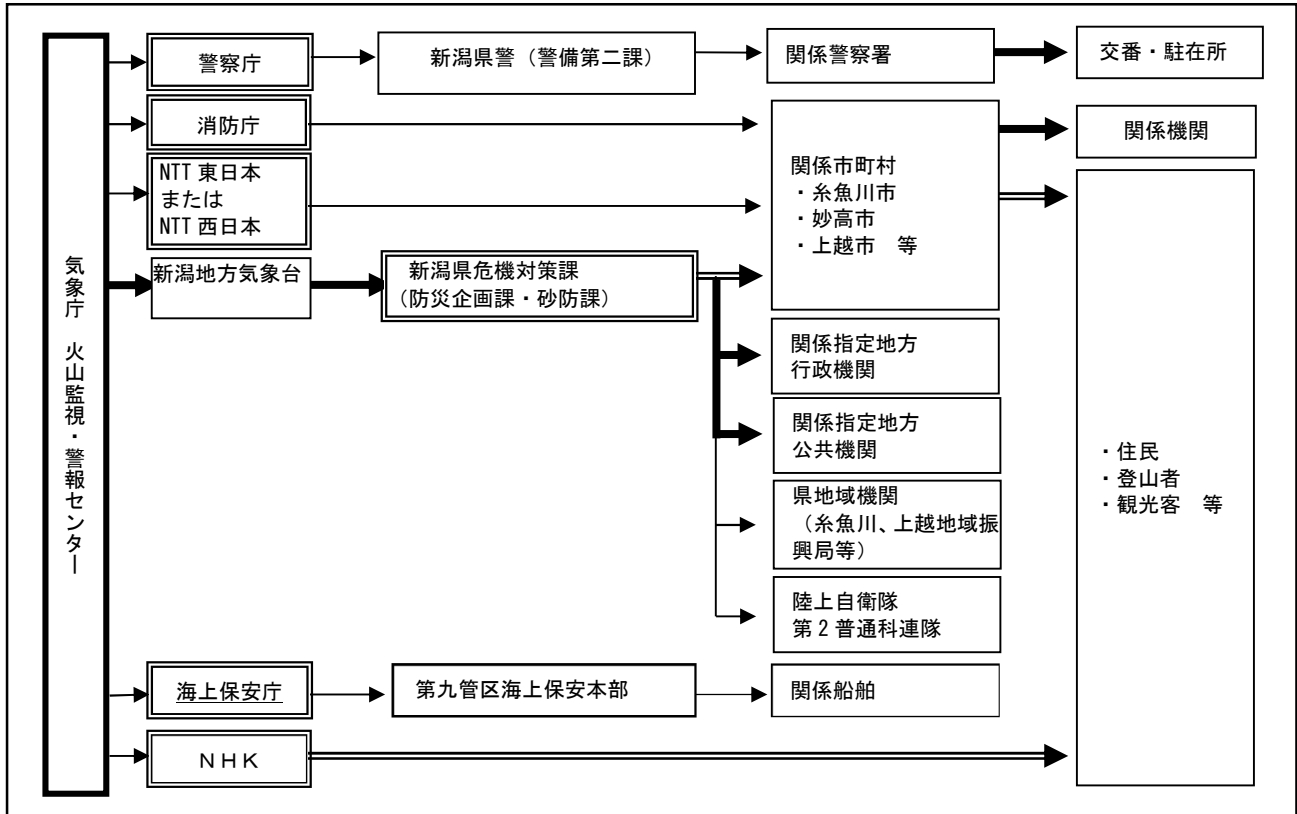
#### ウ 異常現象等の発見通報、市町村の防災対応の状況など

必要に応じて、協議会事務局を通じてメール等によりコアグループ又は協議会構成機関の間で情報共有を行う。

また、緊急を要する場合等、火山防災協議会構成各機関が、他の協議会構成機関やコアグループ等へ直接メール等により情報提供を行う。

(3) 火山の状況に関する解説情報（臨時）・噴火警報・予報等の伝達ルート

新潟焼山に関する火山の状況に関する解説情報（臨時）や噴火警報、降灰予報等の火山情報は、気象庁火山監視・警報センターが発表し、図表2-2-1の経路により各関係機関へ伝達される。住民や登山・観光客へは、関係市町村等を通じ周知が行われる。



注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。  
 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。  
 二重線及び太字の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時の発表であることを明記したものに限る）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務付けられている伝達経路。

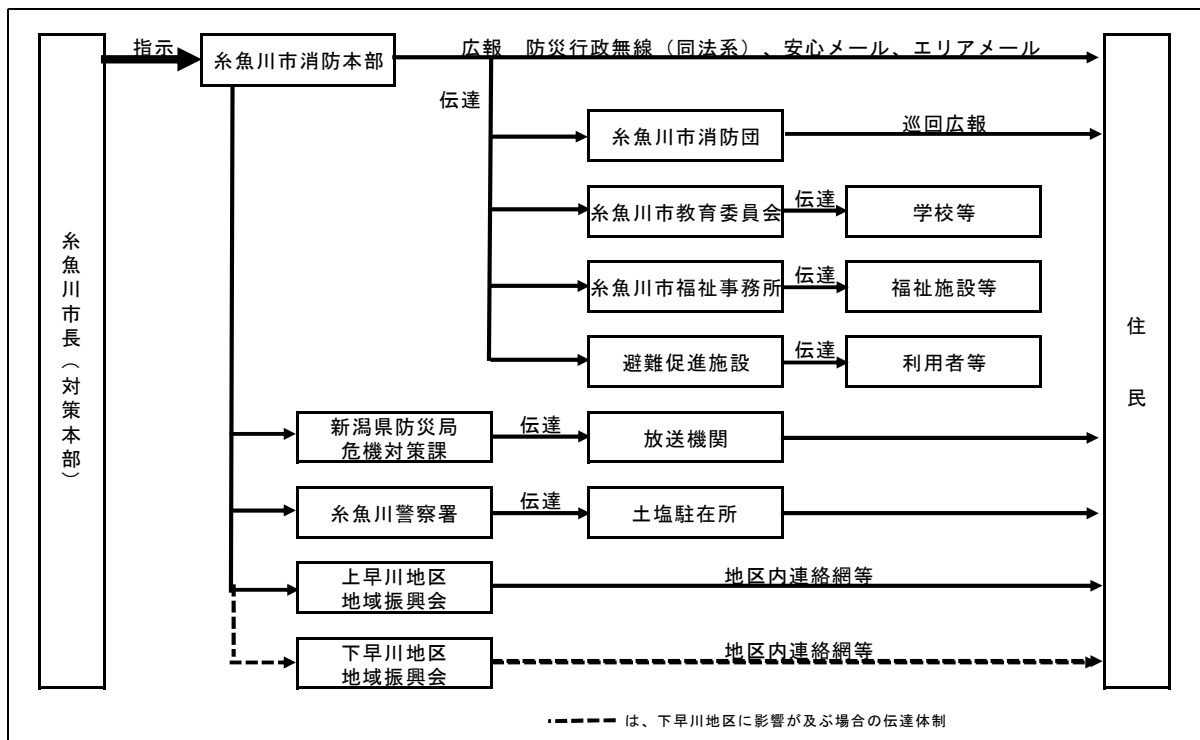
図表2-2-1-1 新潟県における噴火警報等の伝達系統概略図



(4) 住民等の避難に関する情報伝達と手段 【糸魚川市】

ア 避難情報の伝達体制

避難情報は図表2-2-2に基づき遅滞なく行う。



図表2-2-2 避難情報の伝達フロー図

イ 伝達方法

- (ア) 防災行政無線（同報系）による一斉放送による伝達（屋外子局、戸別受信機）
- (イ) 安心メール、緊急速報メールによる伝達
- (ウ) 広報車による伝達
- (エ) 放送機関への要請により、テレビ・ラジオ放送による伝達
- (オ) あらかじめ定めた伝達系統への電話又は直接口頭により伝達

ウ 避難情報の伝達内容

避難対象区域に居住・滞在する市民、観光客や他地域からの一時滞在者（以下「住民等」という。）を対象に伝達する避難情報の内容は、次に示す項目について地域特性や住民等が短時間に認識できる情報量を考慮して定める。

- (ア) 避難の理由、可能性のある現象（例：火砕流、火砕サージ等）
- (イ) 避難が必要な区域
- (ウ) 避難の切迫性
- (エ) 避難先
- (オ) 避難方法、避難手段（要配慮者の支援に関する事項、避難経路等も含む）
- (カ) 携行品、服装の留意点

## 第2章 事前対策

- (キ) 戸締り、電気、ガス、水道等の遮断
- (ク) 気象状況・今後の気象の見込み
- (ケ) その他必要な事項

### ■情報の段階別の伝達例文

#### (避難準備・高齢者等避難開始)

こちらは、糸魚川市〇〇本部です。本日〇月〇日午前（後）〇時に、〇〇地区の一部に高齢者等避難を発令しました。気象台の発表で、現在、新潟焼山の火山活動が活発化しています。要配慮者は、避難を開始してください。避難場所は〔〇〇〇〇〕です。

その他の住民の皆様は、今後、噴火のおそれがありますので、避難の準備を始めてください。

住民の皆様は、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。なお、入山規制は継続中です。

詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

#### (避難指示)

こちらは、糸魚川市災害対策本部です。新潟焼山の噴火により、火砕流が発生しています。居住地域に重大な被害が切迫していますので、本日〇月〇日午前（後）〇時に、〇〇地区の一部に避難指示を発令しました。急いで避難を開始してください。

避難場所は〔〇〇〇〇〕です。

#### (情報提供)

こちらは、糸魚川市〇〇本部です。〇月〇日午前（後）〇時〇分現在の気象台の情報をお知らせします。新潟焼山の火山活動状況は、地殻変動等の変化や火山性地震等、現在のところ、特に目立った活動はありませんが、引き続き、爆発的な噴火は続くと思われるので、噴火に伴う降灰及び小さな噴石に注意してください。

(5) 登山者等の避難に関する情報伝達と手段 【市村、県】

登山者への情報伝達は、各主要地点における立入規制及び立入規制周知看板の設置により行う。

既に入山中の者に対しては、緊急速報メールによる情報伝達を行うと共に、携帯電話の電波の届かない区域もある事を踏まえてヘリコプターによる上空からの下山呼びかけも併せて行う。

天候や火山灰の状況によりヘリコプターの運航ができない場合も想定されるため、登山届に基づく携帯電話への情報伝達等も状況に応じ組み合わせで行う。

ア 立入規制及び立入禁止周知看板の設置

立入禁止のためのバリケード及び周知看板は、図表1-1-9及び1-1-10のとおり設置する。

立入禁止周知看板は、外国人の登山者等も想定し、多言語による表示に配慮する。



図表 2-2-3 立入規制周知看板の例

イ 緊急速報メール等による情報伝達

市村は、気象庁から噴火警戒レベル3以上の噴火警報が発表された場合や、災害対策基本法第63条第1項の規定による警戒区域を設定した場合には、緊急速報メールを配信する。

また、「火山の状況に関する解説情報」や「噴火警報（噴火警戒レベル2以下）」が発表さ

## 第2章 事前対策

れた場合には、県・市村が運営するホームページやSNS等により広く情報発信を行うものとする。

※緊急速報メールは、携帯各社の利用規約で定める以下の配信可能項目に該当するか、自治体で判断を行った上で配信を行う必要がある。

【配信可能項目】

**高齢者等避難、避難指示、警戒区域情報**、津波注意報、津波警報、大津波警報、**噴火警報（レベル3未満の火口周辺警報を除く）**、指定河川洪水警報、土砂災害警戒情報、東海地震予知情報、弾道ミサイル情報、航空攻撃情報、ゲリラ・特殊部隊攻撃情報、大規模テロ情報

配信項目	配信例文
警戒区域情報 ※噴火警戒レベル2以下の場合等	新潟焼山で火山活動活発化の兆候が観測されました。 突発的な噴火等の危険性が高まっており、〇時〇分に山頂から〇kmの範囲に警戒区域を設定しました。 登山、入山中の方は、直ちに下山してください。  配信者 〇〇市
噴火警報 ※右の配信例文は、噴火警戒レベル3の場合であり、それ以外の場合は、規制範囲などをそのレベルに併せて配信	入山規制情報 新潟焼山の火山活動の活発化により噴火警戒レベルがレベル3に引き上げられました。 山頂から概ね4kmの範囲は入山規制となります。 登山、入山中の方は、直ちに下山してください。  配信者 〇〇市

図表 2 - 2 - 4 緊急速報メールの配信例文

### ウ ヘリコプターによる下山等の呼びかけ

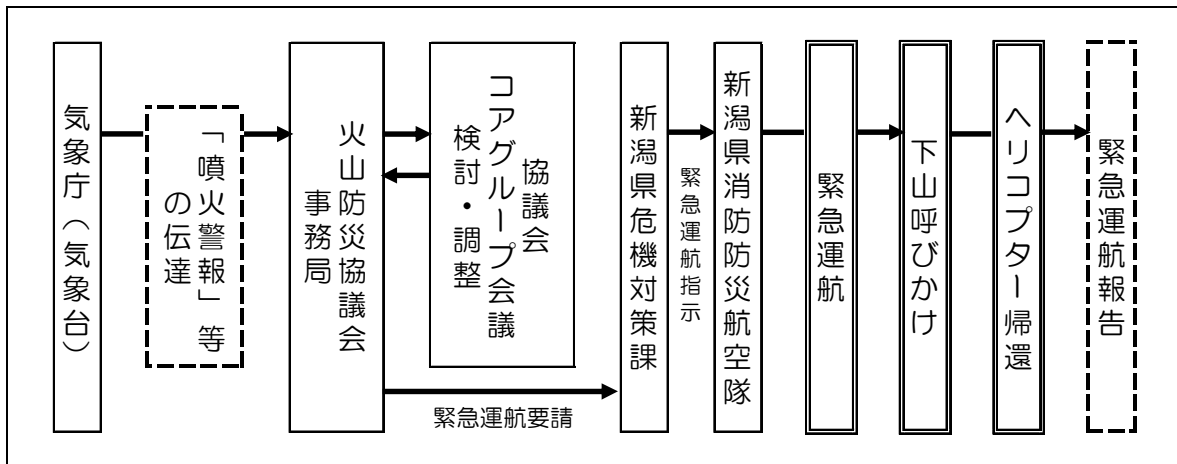
ヘリコプターによる下山呼びかけは、噴火警戒レベル2以上の状況を想定し、以下のとおり行うことを基本とする。

なお、噴火警戒レベル2未満の状況で登山者等へヘリコプターによる注意喚起を呼びかける必要が生じた場合も、以下に準じて行うこととする。

#### (7) 下山呼びかけまでの流れ

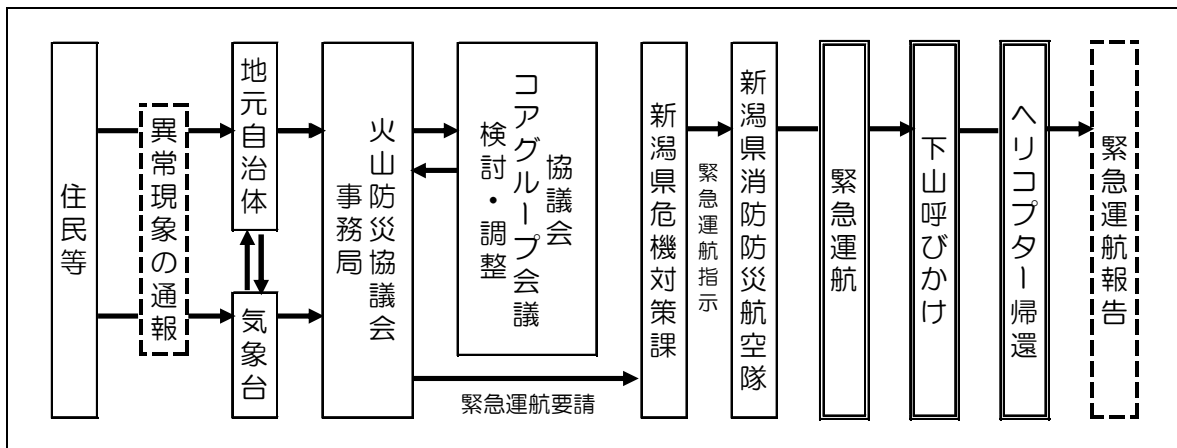
新潟県防災局防災企画課長（新潟焼山火山防災協議会コアグループ会議幹事長）は、噴火警報、噴火速報や火山の状況に関する解説情報（臨時）等が発表された場合や住民等から異常現象の通報があった場合、協議会コアグループ内などでの調整により消防防災ヘリコプターの緊急運航の必要があるとされたときは、新潟県防災局危機対策課長に緊急運航の要請を行い、新潟県消防防災航空隊による上空からの下山呼びかけを行う。

この場合において、新潟県消防防災ヘリコプターが出動中等で使用できない場合、近県との航空消防防災応援協定に基づく要請なども検討する。



図表 2-2-5

気象庁からの「噴火警報」等の火山情報が伝達された場合の下山呼びかけフロー



図表 2-2-6 異常現象等の発見通報等による場合の下山呼びかけフロー

(イ) 呼びかけ方法及び内容

a 呼びかけ方法

ヘリコプター運航の安全を確保するため、噴石の飛ぶ範囲外からの呼びかけを基本とする。

飛行ルートについては、運航の可否も含めて、天候や火山灰等の状況を踏まえた運航指揮者の判断となる。

- (a) レベル2（山頂から概ね1 km(又は2 km)以内立ち入り規制）の場合、山頂から1 km(又は2 km)の範囲外からの呼びかけを基本とする。
- (b) レベル3（山頂から概ね4 km以内立ち入り規制）の場合、山頂から4 kmの範囲外からの呼びかけを基本とする。突発的にレベル3拡大以上が発表された場合もレベル3に準じるが、火山灰の状況等を踏まえて判断する。

## 第2章 事前対策

### b 呼びかけ内容

登山者等が聞き取りやすいように、簡潔な言葉で呼びかけを行うことを基本とする。

#### ■ 呼びかけ例

新潟焼山の火山活動が活発化しています。(状況に応じて、斜体部分は省略可)  
大至急、下山してください。

## (6) 異常現象等への発見通報と対応 【市村、警察署、県、地方気象台、気象庁】

### ア 異常現象等の発見通報

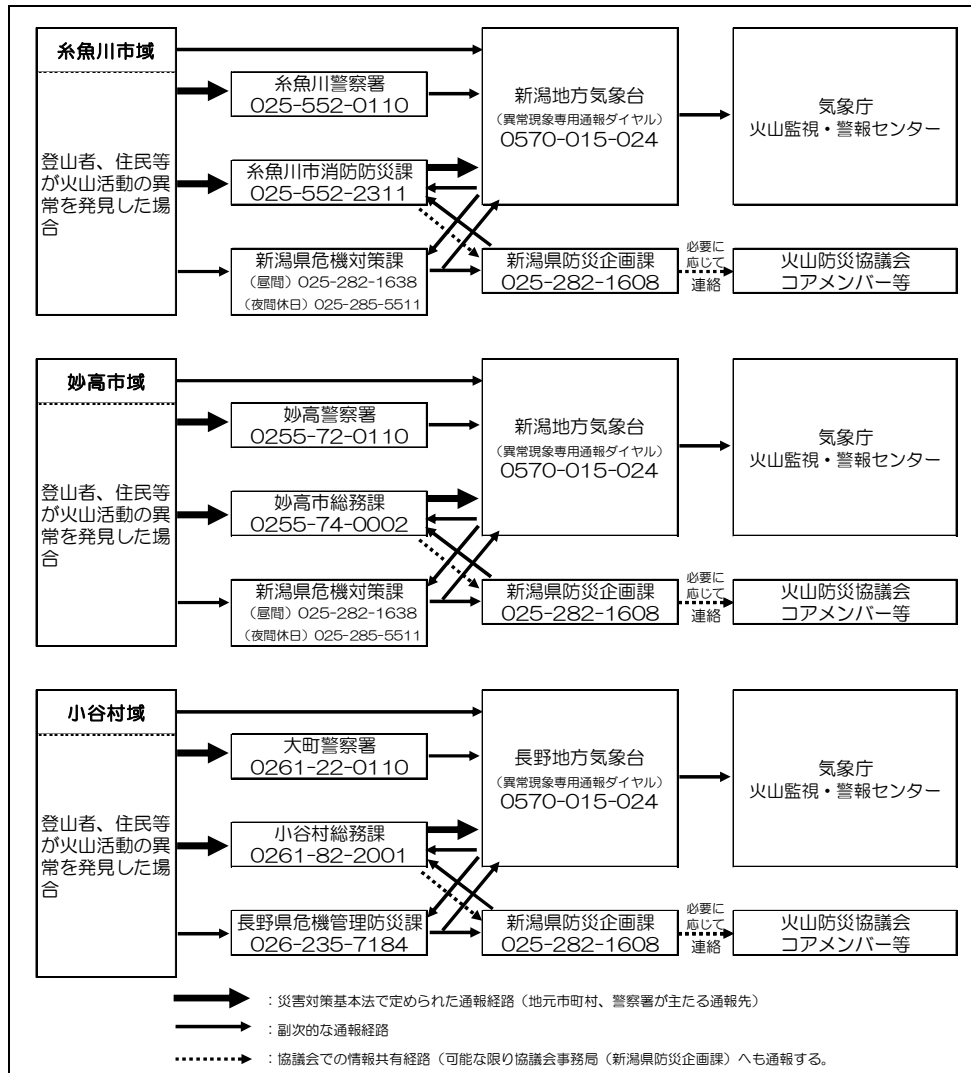
市村が、登山者、住民等から新潟焼山の火山活動の異常と思われる通報を受けたとき、あるいは自ら覚知したときは、速やかに県及び、新潟・長野各地方気象台へ通報する。

警察署が、登山者、住民等から新潟焼山の火山活動の異常と思われる通報を受けたとき、あるいは自ら覚知したときは、速やかに市村及び、新潟・長野各地方気象台へ通報する。

県が、登山者、住民等から新潟焼山の火山活動の異常と思われる通報を受けたとき、あるいは自ら覚知したときは、速やかに市村及び、新潟・長野各地方気象台へ通報する。

新潟・長野各地方気象台は、市村、警察及び県から通報を受けた場合は、通報内容を速やかに火山監視・警報センターへ報告する。登山者、住民等から直接通報を受けた場合には、通報内容を速やかに市村及び県にも通報する。また、市村等の協力を得て、通報内容の確認を行う。

新潟県防災企画課が、必要に応じて通報のあった内容について協議会コアグループ等へ情報提供を行うことを基本とするが、緊急を要する場合には、市村から協議会コアグループなどへ情報提供を行う。

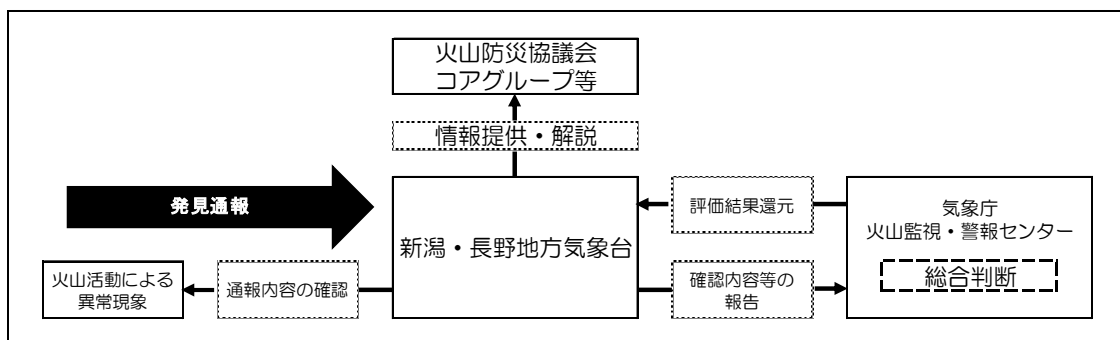


図表 2-2-7 異常現象等の発見通報フロー

イ 発見通報後の対応

火山監視・警報センターは、観測データと通報内容から総合的に現象を判断して、評価結果を新潟・長野各地方気象台へ速やかに還元する。

新潟・長野各地方気象台は協議会コアグループメンバー等へ情報提供、解説を行う。



図表 2-2-8 発見通報後の対応フロー

## 第2章 事前対策

### ■火山活動による主な異常現象の例

- a 火山性地震（微動）の群発
- b 鳴動、音響
- c 火山周辺の地形変化
- d 噴気、地熱、温泉等の温度又は噴出・湧出量の変化
- e 火口の火山ガス、昇華物（硫黄など）の変化
- f 動物の異常行動

必要に応じて市村は、登山者、住民等が発見通報を行いやすいように、登山道等に通報先を明示した表示などを行う。

### ■登山道等への表示の例

住民及び登山者等の皆様へ	
新潟焼山は、今でも頂上付近より噴気の上がる活火山です。 登山中等に以下の様な現象を発見した時は、関係機関に情報提供をお願いします。	
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 爆発音や山鳴りなどの音</li><li>○ 噴気、地熱、温泉等の温度又は噴出・湧出量の変化</li><li>○ 火口の火山ガス、硫黄などの変化</li><li>○ 動物の異常行動</li></ul>	
連絡先	
糸魚川市消防本部消防防災課	025-552-2311
糸魚川警察署	025-552-0110
※上記につながらない場合	
新潟地方気象台	025-281-5871
新潟県防災局	025-282-1638(平日昼間)
	025-285-5511(夜間休日 防災局宿日直)

※上記は、糸魚川市内設置例

妙高市内設置の場合は、糸魚川市、糸魚川警察署の箇所に妙高市総務課、妙高警察署を記載する。小谷村の場合も同様とする。

### ウ 火映、鳴動、空振等の火山現象に対する対応

火山監視・警報センターは、火映（火口が明るく見える現象）、鳴動、空振等の軽微な火山現象を観測した場合においても、速やかに新潟・長野各地方気象台へ連絡して現象を解説するなどの情報共有を行う。

火山監視・警報センターから連絡を受けた新潟・長野各地方気象台は、速やかに協議会コアグループメンバー等への情報提供、解説を行う。

なお、状況によっては火山監視・警報センターから協議会コアグループメンバー等へ直接連絡が行われることがある。

### 3 住民等の避難のための事前対策

#### (1) 避難指示等の発令基準 【糸魚川市】

##### ア 高齢者等避難の発令基準

「高齢者等避難」は、噴火警戒レベル4（高齢者等避難）が発表されるなど、居住地域に被害を及ぼす噴火又は融雪型火山泥流の発生が予想される（可能性が高まってきている）場合に、避難対象区域に居住する住民等に対して市長が発令する。

また、住民が避難を希望する場合等、市長が市民の安全確保のため必要と判断した区域にも発令する。

##### イ 避難指示の発令基準

「避難指示」は、噴火警戒レベル5（避難）が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火や融雪型火山泥流が発生あるいは切迫している状態にあり、生命及び身体を災害から保護する必要がある場合に、避難対象地域に居住する住民等に対して市長が発令する。

#### (2) 一時集合場所と避難所の指定 【糸魚川市】

##### ア 一時集合場所

噴火や融雪型火山泥流が発生した際に、早川地区住民が指定避難所まで集団で移動するために集合する場所（一時集合場所）は、図表1-1-11、1-1-12の記載のとおり

##### イ 避難所

糸魚川市長は、噴火警戒レベル4以上、又は噴火警戒レベル3以下でも多くの住民等が避難行動を開始した場合等は、直ちに避難所を開設する。なお、親戚、知人等の元に避難する場合は、避難対象区域の避難誘導責任者（区長等）が連絡先を把握する。

避難所開設箇所は次のとおりとし、災害時に速やかに開設できるよう整備を行う。

図表2-3-1 避難所のリスト（令和2年11月1日現在）

地区	避難所名	所在地 (電話番号)	管理者	収容(面積) 駐車台数	備考
上早川	大和川小学校	田伏 87 (025-552-3115)	学校長	670人 (1,343㎡) 65台	—
下早川	市民総合体育館	上刈 4-3-1 (025-552-6521)	生涯学習課長	1,970人 (3,958㎡) 230台	教育委員会生涯学習課 025-552-1511
梶屋敷区	大和川地区公民館	大和川 6346-1 (025-552-3101)	生涯学習課長	500人 (1,018㎡) 50台	教育委員会生涯学習課 025-552-1511

## 第2章 事前対策

### (3) 避難経路の指定 【糸魚川市】

避難対象地区の一時集合場所から避難対象区域外までの距離及び所要時間の目安並びに避難所までの避難経路について、図表2-3-2から2-3-5までに示す。

避難経路については、融雪型火山泥流の発生により道路や橋梁等が遮断される可能性のあることから、極力、川を横切るとは避ける。また、通常的手段による避難が困難となる可能性もあることに留意しておく必要がある。

特に、早川を横切る「切込橋」より上流側の住民は、切込橋が通過できない場合に備えて、事前に一時避難する場所を把握しておく必要がある。

図表2-3-2 糸魚川市上早川地区の所要時間（目安）

地区等の名称	一時集合場所	避難対象区域外（東バイパス駐車帯）への距離及び所要時間	避難経路
西越	越センター前	6.4km 13分	県道湯之河内梶屋敷 停車場線 ～ 国道8号糸魚川東バ イパス駐車帯 ～ 大和川小学校 とする。
旧越			
越川原			
宮平	宮平会館前	7.5km 15分	
中野	中野会館前	9.0km 18分	
中林			
土塩	神社→音坂消防格納庫	16.6km 33分	
猿倉	猿倉集会所前	9.7km 19分	
吹原	来遊寺前	9.7km 19分	
寒谷	寒谷集会所前	17.5km 35分	
大平	大平集会所前	18.1km 36分	
岩倉	熊野神社前	19.4km 39分	
土倉	土倉集会所前	18.9km 38分	
中川原新田	新田・猪平集会所前	19.4km 39分	
猪平			
湯之川内	湯川内生活改善センター前	20.7km 41分	
三ツ屋	防火水槽前	25.6km 51分	
砂場	砂場会館前	18.9km 38分	
北山	白山社→会館前	18.1km 36分	
平林	－（直行）	18.0km 36分	
角間	－（直行）	18.0km 36分	

※ 上早川地区の避難所は、すべて大和川小学校

※ 所要時間は、自動車による移動として、平均時速30kmで計算

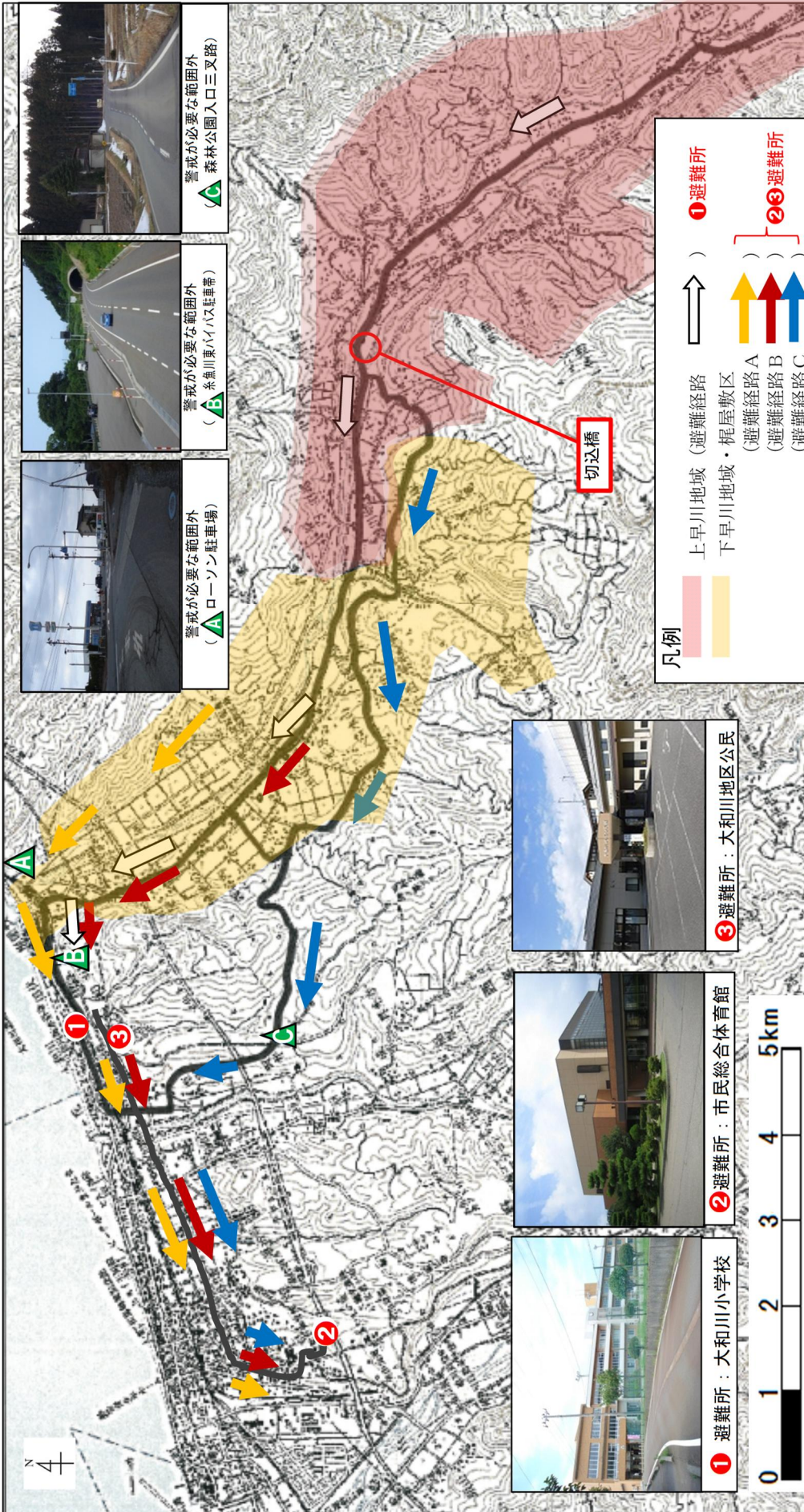
## 第2章 事前対策

図表 2-3-3 糸魚川市下早川地区の所要時間（目安）

地区等の名称	一時集合場所	避難対象区域外への距離及び所要時間	避難経路 (図表 2-3-4 のとおり)
竜文寺	東海神社	3.1km 7分	A
上向	第二集会場及び唯心寺	2.9km 6分	A
下向	第二集会場及び唯心寺	3.1km 7分	A
北向	第二集会場及び唯心寺	2.4km 5分	A
道々屋敷	東海神社	2.9km 6分	A
大稲場	田屋会館	1.7km 4分	B
中島	田屋会館	1.7km 4分	B
田屋	田屋会館	1.7km 4分	B
檜葉ノ木	檜葉ノ木会館	2.7km 6分	B
中野	中野集落センター前	3.1km 7分	B
西谷内	岡野敏夫宅前	2.9km 6分	C
柿ノ町	高橋好一宅前	2.9km 6分	C
上覚	育郷集落センター前	3.0km 6分	C
岡	猪又聰一郎宅前	3.6km 8分	C
田中	田中会館	3.9km 8分	C
赤沢	赤沢会館前	3.6km 8分	C
清水山	西福寺前	4.3km 9分	C
新町	藤のさとセンター駐車場	3.4km 7分	B
新道	新道区民会館前	4.2km 9分	B
日光寺	日光寺前	5.2km 11分	C
滝川原	近川正人宅前	4.9km 10分	C
出	渡辺登宅前	4.4km 9分	C
高谷根	高谷根会館前	7.8km 16分	C
谷根	出集落センター	6.0km 12分	C
栗尾	青代仁作宅前	7.1km 15分	C
原	西塚集落開発センター前	7.7km 16分	C
西塚	西塚集落開発センター前	7.7km 16分	C
五十原	五十原集会所前	6.8km 14分	B
東塚	浄法寺前公園	8.8km 18分	C
見滝	(直行)	7.8km 16分	C
梶屋敷	(直行)	1.5km 3分	B
クレイドルやけやま	(直行)	1.5km 3分	B

※ 下早川地区の避難所は、梶屋敷区を除き、全て市民総合体育館（梶屋敷区：大和川地区公民館）

※ 所要時間は、自動車による移動として、平均時速30kmで計算



図表 2-3-5 避難経路 (糸魚川市早川流域)

図表 2-3-4 下早川地区の避難経路と避難対象区域外

記号	避難経路	避難対象区域外
A	市道早川東側線～国道8号～市民総合体育館	ローソン駐車場
B	県道湯之河内梶屋敷停車場線～国道8号糸魚川東ハイパス～市民総合体育館	国道8号糸魚川東ハイパス駐車場
C	広域農道～市民総合体育館	森林公園入口三叉路

## 第2章 事前対策

### (4) 避難手段の確保 【糸魚川市】

#### ア 避難手段

避難手段は、原則として一時集合場所までは徒歩又は自家用車による自力避難とする。  
一時集合場所から避難所へは、相互の乗り合い及び市が手配するバスにより避難する。

#### イ 輸送力の確保

市長が必要と判断した際は、輸送車両を確保し現地へ派遣する。  
避難に利用できるバス等の台数は次のとおりである。

図表 2-3-6 バス等の手配先（平成 30 年 4 月 1 日現在）

所 管	所在地	連絡先	保有台数	輸送能力	備考
糸魚川バス株式会社	寺町 2-9-12	552-0180	28 台	1,780 人	路線バス
			5 台	214 人	高速・観光
笹倉温泉	大平 5804	559-2211	4 台	111 人	—
糸魚川市	一の宮 1-2-5	552-1511	3 台	173 人	車両係

※ 輸送能力は、バス保有台数により算出したものであり、実際に避難に使用できる台数は稼働状況による。

## 4 登山者等の避難のための事前対策

### (1) 避難経路の考え方

突発的に小規模な水蒸気噴火が発生した場合、又は噴火が発生していない状況で噴火警戒レベルが2又は3に引き上げられた場合（噴火警戒レベルが4又は5に引き上げられた場合も同様とする。）の避難経路の考え方として、立入規制区域内（※）にいる登山者等は、原則として、往路で使用した登山道から緊急下山する。ただし、以下の点について留意するものとする。

ア 突発的な噴火による噴石の飛散や、登山道によっては谷底を渡るために火砕流や泥流のルートと重なる危険もある。このことを念頭に、まずは、退避壕や大きな岩陰等に緊急退避し、身の安全を守ることを最優先に考える。特に、谷底にいる登山者は、速やかに谷底から上がり、身の安全を確保する。

イ 火口が判明した場合は、火口から離れる方向へ避難する。

※ 噴火警戒レベル1から3に応じた登山道の位置と立入規制区域については、第1章「1(4)入山規制及び入山規制」（図表1-1-10）に記載のとおり。

### (2) 登山者等への安全対策

#### ア 設備

噴火に伴う大きな噴石から登山者の身を守るため、以下の設備及び備品を設置するとともに、火口周辺規制又は入山規制を行う場合には、登山口等への周知看板を設置する。

図表2-4-1 登山者への安全対策設備等

施設等	退避壕等		ヒュッテ	その他
	カラサワシェルター (山頂から約4 km)	泊岩 (山頂から約800m)	高谷池ヒュッテ	金山の登山口
収容人数	30人	20人	80人	—
ヘルメット (設置者)	10個 (糸魚川市)	10個 (糸魚川市)	20個 (妙高市)	2個※ (小谷村)

※ 冬季は撤去しているため設置期間は概ね5月下旬～11月上旬

## 第2章 事前対策

### イ 登山届の提出義務化

新潟県では、登山者による事前準備の徹底及び火山災害による遭難の防止を図ることを目的に、山頂から半径2 km以内に登山する場合に登山届の提出を条例により義務付けている。(新潟焼山による火山災害による遭難の防止に関する条例)

長野県では、火山災害における登山者の安全確保の観点等から、指定登山道※を通行しようとするときは、予め登山届の提出を義務付けている。(長野県登山安全条例)

※新潟焼山に通じる指定登山道に係る登山口：雨飾山登山口、大網登山口、金山登山口

## 5 救助体制の構築

### (1) 救助に関する情報共有体制等 【市村、県】

#### ア 住民等の救助

噴火又は融雪型火山泥流等により避難経路が閉ざされた場合は、避難誘導責任者(区長等)が災害対策本部等に連絡する。

糸魚川市は状況に応じ、警察、自衛隊、消防防災ヘリコプターによる救助を要請する。

市は、冬期避難時のヘリポート活用を想定し、噴火警戒レベルに応じて、ヘリポートの除雪を実施する。

#### イ 登山者等の救助

県、市村、警察は、連携して、登山届等や下山した登山者等の情報、避難者の状況などの情報を収集し、関係機関で共有する体制を整備する。

市村は状況に応じ、警察、自衛隊、消防防災ヘリコプターによる救助を要請する。

図表 2-5-1 救助の要請先

組織名	要請先	連絡調整機関窓口
陸上自衛隊	陸上自衛隊第2普通科連隊第3科	新潟県防災局 危機対策課危機対策第1
	陸上自衛隊第13普通科連隊第3科	長野県危機管理部 危機管理防災課危機管理係
警察	糸魚川警察署（窓口：警備課）	—
	大町警察署（窓口：警備課）	—
新潟県消防防災航空隊	新潟県消防防災航空隊	—

(2) 自衛隊への災害派遣要請 【市村、県】

市村長は、地域に重大な影響を及ぼす噴火等が発生し、又は発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して自衛隊法第83条第1項の規定による要請をするよう求める。

(7) 要請基準

新潟焼山の噴火シナリオから想定される災害派遣要請の基準は、噴火活動が活発化したことを示す噴火警戒レベル4以上を基準とし、以下の状態が起きたときを基本とする。ただし、噴火警戒レベル4未満の場合であっても、登山者等への救助が必要となるときは、状況に応じて、要請を行うものとする。

- a 避難対象区域の住民等が、火砕流や熱風を伴う火山活動により通常的手段による避難が困難となったとき
- b 避難対象区域の住民等が、落石・地割れ等により通常的手段による避難が困難となったとき
- c 避難対象区域の住民等が、融雪型火山泥流の発生により道路等が遮断され、通常的手段による避難が困難となったとき

(4) 要請時

- a 避難対象区域近傍におけるヘリコプター等の離着陸場所として利用する施設は図表2-5-2及び2-5-3のとおりとする。
- b 装甲車等の自走については、自衛隊から道路管理者へ通知を行って通行する。

## 第2章 事前対策

図表2-5-2 ヘリコプター離着陸場

### ■離陸場所（集結地）：早川流域内

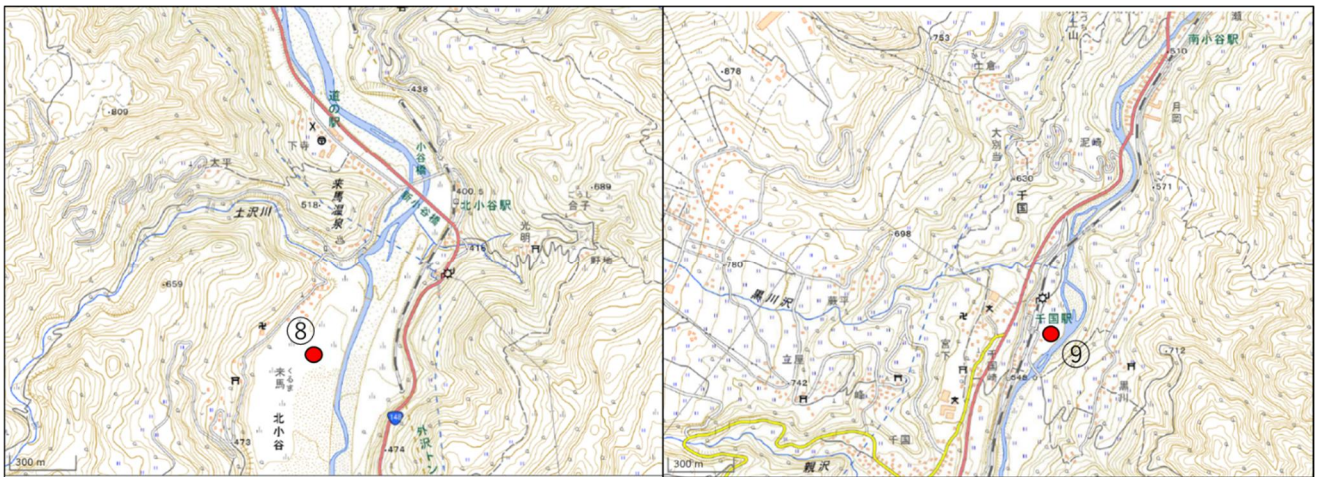
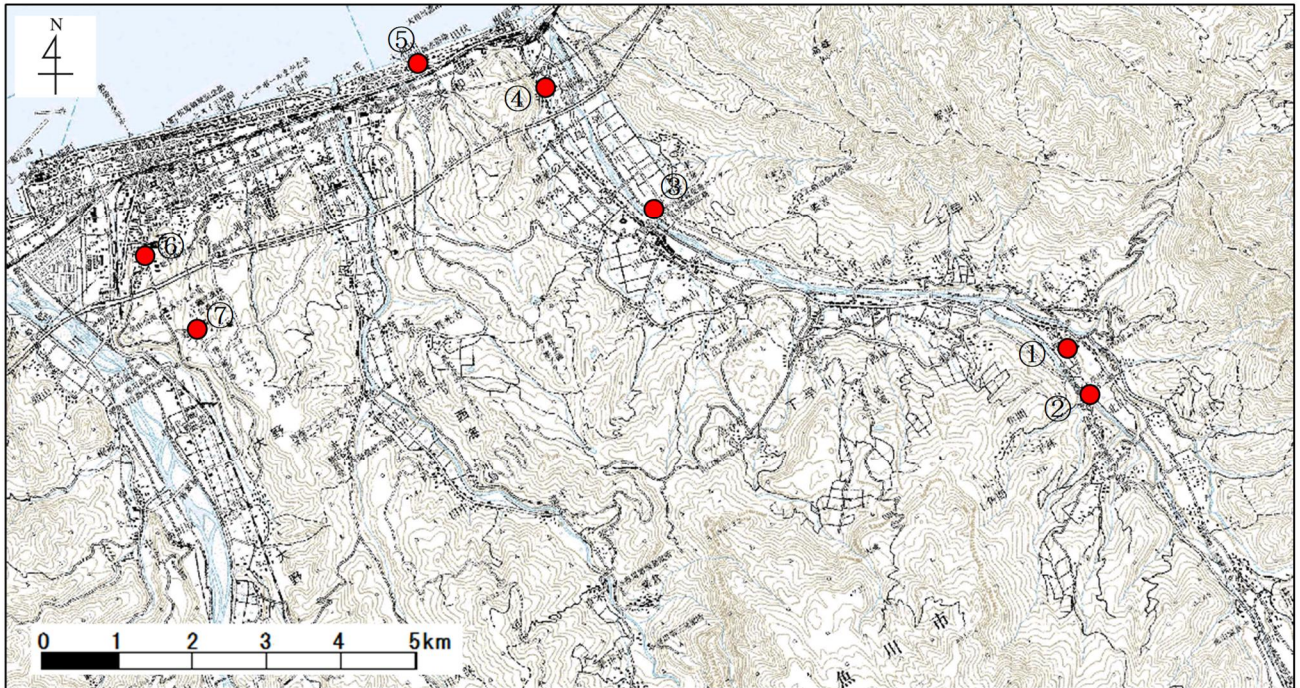
	集結地名称	所在地	幅×長(m)	管理者	連絡先
①	旧上早川小学校グラウンド	中川原新田 12	70×30	生涯学習課長	025-552-1511
②	上早川農村公園	中川原新田	70×30	生涯学習課長	025-552-1511
③	下早川運動広場	東海 235	100×100	生涯学習課長	025-552-1511
④	糸魚川東中学校グラウンド	梶屋敷 433	90×60	学校長	025-555-2616

### ■着陸場所：避難先

	集結地名称	所在地	幅×長(m)	管理者	連絡先
⑤	大和川小学校グラウンド	田伏 87	70×50	学校長	025-552-3115
⑥	糸魚川中学校グラウンド	上刈 4-1-1	90×190	学校長	025-552-0360
⑦	美山第2駐車場	大野 65-1	70×40	生涯学習課長	025-552-1511

### ■離着陸場所：長野県内

	集結地名称	所在地	幅×長(m)	管理者	連絡先
⑧	来馬河原河川防災ステーション	小谷村大字北小 谷来馬	100×400	小谷村長	0261-82-2024 (小谷村総務課庶務係)
⑨	小谷村営グラウンド	小谷村千国乙 3694	120×100	小谷村長	0261-82-2204 (小谷村建設水道課建設係)



出典：国土地理院

図表2-5-3 ヘリコプター離着陸場位置図

## 第2章 事前対策

### (3) 医療体制

災害時の医療施設は次のとおり。

図表 2-5-4 医療施設

#### ■糸魚川市内

番号	医療機関名	所在地（連絡先）	ベッド数	重度火傷等への 高度な治療の可否等
1	糸魚川総合病院	竹ヶ花 457-1 (025-552-0280)	261 床	否
2	よしだ病院	横町 5-9-12 (025-553-0771)	60 床	否

#### ■長野県内

番号	医療機関名	所在地（連絡先）	ベッド数	重度火傷等への 高度な治療の可否等
1	市立大町総合病院	大町市大町 3130 (0261-22-0415)	199 床	否

## 6 避難促進施設

噴火時等には、広範囲にわたり多数の住民や登山者等を一齐に避難させる必要が生じる。不特定多数の者が集まる施設の所有者又は管理者は利用者の安全を確保する必要がある。噴火警報や指示等地元市村からの情報を住民、登山者等へ確実に伝え、迅速かつ円滑に避難するため、噴火時だけでなく、平常時から行政と連携した取り組みを行う。

糸魚川市は、活動火山対策特別措置法8条に基づき、次の施設を避難促進施設と指定し、協議会の助言を踏まえ、避難確保計画の策定・運用に係る支援を行う。

また、今後新たに避難促進施設を指定しようとする場合は、予め協議会において協議する。

図表 2-6-1 避難促進施設一覧

施設名	施設が影響範囲に含まれる噴火警戒レベル	所在地	連絡先
笹倉温泉 龍雲荘	4, 5	糸魚川市大平 5804	025-559-2211

## 7 合同会議等

国が現地に体制を確保した場合には、協議会の構成機関は、国と緊密に連携を図ることが重要である。

また、必要に応じて国、関係地方公共団体、火山専門家等の関係者で構成される合同会議等が開催された場合には、協議会の構成機関は、それに参加し、国と火山の活動状況や被害情報等について、情報共有を行うとともに、防災対応について協議を行う。

なお、国による体制確保に係る連絡があった場合には、必要に応じて、新潟焼山が目視でき、通信システムが完備された各種会議を開催できる広さの会議室を有する施設を基本とし、確保することとする。

糸魚川市役所が想定されるが、状況に応じて国と協議することとする。